

ウーリ州による新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置の延長について

【ポイント】

- 11月24日、ウーリ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置を延長し、12月18日（金）まで適用すると発表

【本文】

11月24日、ウーリ州は、当初11月30日（月）まで期間を限定して導入していた新型コロナウイルス感染症予防のための各種措置を延長し、12月18日（金）まで適用すると発表しました。

なお、ウーリ州は、イベントの参加人数の制限に関する措置の再評価を12月中旬までに行うとともに、新型コロナウイルスのまん延状況を考慮しつつ、12月15日（火）、次の措置等について決定するとのことです。

○ウーリ州発表（ドイツ語のみ）

<https://www.ur.ch/mmregierungsrat/72917>

○関連：11月3日発表

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100111640.pdf>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>